

住宅のバリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、以下の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った住宅は、翌年度分の当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

対象家屋	●平成19年1月1日以前に建築された住宅であること。 ●マンション等の区分所有に係る家屋の専有部分を含む。 ●併用住宅などの場合、住宅部分の割合が2分の1以上。
居住者	●次のいずれかの人が居住する既存住宅（賃貸住宅を除く）であること。 ①65歳以上の人 ②要介護認定または要支援認定を受けている人 ③身体障害者
対象工事	●次の工事で、補助金等を除く自己負担が30万以上のもの。 ①廊下の拡幅 ②階段のこう配の緩和 ③浴室の改良 ④便所の改良 ⑤手すりの取り付け ⑥床の段差の解消 ⑦引き戸への取り替え ⑧床表面の滑り止め化
減額の内容	●改修工事完了時の翌年度の当該家屋の固定資産税が、3分の1減額されます（1戸当たり100㎡までを限度）。

※新築住宅特例と同時に適用されません。また、1戸についてこの減額措置の適用は1回限りになります。

※今年度より開始された、省エネ改修工事減額とは同時適用されます。

減額を受ける手続き

改修工事が完了した日から3か月以内に、必要な書類を添付して申告してください。

必要な書類	①バリアフリー改修に伴う固定資産税減額申請書 ②納税義務者の住民票の写し ③居住者要件を確認できる書類の写し（住民票、介護保険の被保険者証、身体障害者手帳等） ④改修工事明細書の写し（工事内容や費用が確認できるもの） ⑤改修工事箇所の図面、写真（改修前と改修後） ⑥領収書の写し ⑦その他、補助金等を受けた場合は交付決定を確認できる書類の写し
-------	---

※工事内容を示す書類は、建築士、登録性能評価機関等による証明で代替できます。

※工事内容等の確認は、書類の他に必要に応じて現地確認を行います。

【問い合わせ先】 税務課資産税係（内線123）

筑紫野・小郡・基山清掃施設組合職員採用試験

1. 一次試験日 9月21日(日)
2. 試験会場 福岡経済大学(太宰府市五条三丁目11-25)
3. 採用人員 電気技師(高校卒業程度) 1人
4. 受験資格 昭和53年4月2日～平成3年4月1日までに生まれた人で第三種電気主任技術者資格取得者(地方公務員法第16条に該当する人は受験できません)
5. 申込方法 採用試験申込書に必要事項を記入し、組合事務局に提出
6. 申込書配布場所 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合(事務局)、小郡市役所(人事秘書課人事係)、筑紫野市役所、基山町役場
 ※申込書を郵送で希望する人は、封書の表に「申込書請求」と朱書きし、140円切手を貼って宛先明記の返信用封書(A4版以上のサイズ)を同封して筑紫野・小郡・基山清掃施設組合事務局に請求してください。
7. 受付期間 7月15日(火)～8月12日(火)まで(土・日・祝日は除く)(消印有効)
 受付時間は午前8時30分～午後5時まで
8. 合格者の発表 10月初旬(予定)※第二次試験は、10月下旬に予定。
9. 申込・問い合わせ先 筑紫野・小郡・基山清掃施設組合事務局 ☎092-926-5300
 〒818-0024筑紫野市大字原田1389